

実務で流行する「求釈明」にももの申す。

大阪学院大学法学部教授 細 見 利 明

- 1 昨今の民事訴訟実務では、「求釈明」が流行している。すなわち、訴訟代理人の弁護士が、答弁書や準備書面の中で、「求釈明」と題して、相手方に対し、これこれのことを明らかにせよとか、これこれの書面を提出せよと要求するのである。多くの裁判官はこのような求釈明書面が出ると、「被告から（原告から）求釈明が出ていますので答えて下さい。」などと言って相手方に求釈明に対する回答を促すような態度をとっている。
- 2 私は以前から、実務で流行している「求釈明」を苦々しく思ってきた。このような求釈明には何の法律上の根拠もないばかりか、民事訴訟法に反する行為であると思うからである。わが民事訴訟法では、当事者がいかなることを主張するか、いかなる証拠を提出するかは自由であり、相手方から主張を強制されたり証拠の提出を強制されたりされることはあり得ない。釈明権は裁判所にのみあるのであって、当事者はせいぜい求釈明「の申立て」ができるのみである。訴訟当事者は相手方当事者に対する釈明権を有しないのであり、一方の当事者が相手方当事者に対し、一定の主張を促したりすることはできない（民事訴訟法163条の当事者照会をするなら別である。）。また、わが民事訴訟法では、一方の当事者が相手方当事者に対し、一方の当事者が求める書証の提出を求める権利など有しない（民事訴訟法221条の文書提出命令は一定の要件がある場合の裁判所の命令である。）。書証その他の証拠の提出は当事者の自由のはずである。
- 3 ところがそんなことにはおかまいなしに、民事訴訟法が予定していない「求釈明」と称して、当事者の一方が相手方当事者に対する釈明権を行使できるものと思って「求釈明」し、文書提出命令の要件いかんに関わらず、裁判所を介さずに

直接自己が求める書証の提出を促すのがあたかも弁護士の腕であるかのように釈明権（？）を行使している。私は、あるとき、からかいの気持ちで、裁判官に対し、「このような求釈明はいったい何の根拠によるものか。回答する義務があるのか。」と尋ねたところ、裁判官は「民事訴訟の慣行です。」と答えたのであった(^_^)。裁判官がこの有様であるから、民事訴訟法に反する慣行（！）は止みそうもない。

- 4 何の反省もなく「求釈明」をしている弁護士にはよく考えてもらいたい。裁判官も民事訴訟法を勉強し直してもらいたい。そして、このような民事訴訟法に反する実務を早期に止めてもらいたい。